

## 審査基準

知事が行う農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第6項及び第13条の2第4項の同意に当たっては、第13条の2第10項の各号の規定及び下記の通知を行政手続法(平成5年法律第88号)第5条で定める審査基準とする。

### 記

- ・農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)
- ・「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)
- ・農地法関係事務処理要領の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)
- ・農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の明確化等について(平成26年4月1日付け25農振第2473号農林水産省農村振興局長通知)
- ・施設園芸用地等の取扱いについて(平成14年4月1日付け13経営第6953号農林水産省経営局構造改善課長通知)
- ・「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」の運用の明確化について(平成31年3月7日付け30経営第2825号農林水産省経営局農地政策課長通知)
- ・「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について(平成30年11月20日30経営第1796号農林水産省経営局長通知)
- ・農地法施行規則第33条第4号の解釈について(回答)(平成26年4月28日26農振第152号農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)
- ・農地調整事務の概要(令和4年7月静岡県経済産業部農地利用課)